

2013年4月吉日

報道関係者各位

セガサミーホールディングス株式会社

## セガサミーグループ、社員への生活支援施策を実施

### 国内グループ社員を対象に、年収3%相当の特別賞与を支給

セガサミーホールディングス（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長：里見治 以下、セガサミー）は、2013年度より、特別賞与の支給により、執行役員を除く当社ならびに当社国内グループ会社社員の年収を3%アップさせる施策（以下、本施策）を実施いたします。支給配分等の具体的な内容については、今後検討してまいります。

セガサミーは企業の社会的責任の遂行を経営の重要課題の一つに掲げていることから、安倍政権が取り組まれているデフレ脱却に向けた経済政策の一つである「賃金アップ要請」に賛同し、本施策を実施することといたしました。これは、国内グループ会社の正社員に対する消費を目的とした一時金を支給することで生活支援を行うと共に、支給に際して資金ニーズの高い扶養家族を有する社員については更に付加支給し、国内経済の消費活性化を後押ししていきたいと考えています。また、今後更なる法人税減税措置が実行された際には、その効果額の一部を上乗せし、還元してまいります。

本施策については、原則として、今後も一過的な業績のみに捉われることなく、国内の経済状況等を総合的に勘案した上で継続的に実施し、持続的な経済成長に向けた健全な消費サイクルの創出に寄与していく所存です。

セガサミーは、今後もエンタテインメントを通じて人々の生活の豊潤化に寄与すると共に、社会からの様々な要請に応えることで、企業の社会的責任を果たしてまいります。

#### ■セガサミーグループ社員への生活支援施策の概要

- 支給方式：特別賞与による一時金支給
- 支給基準：基本年収の3%相当を基準とする（※）
- 支給時期：9月
- 対象企業：当社ならびに当社国内連結子会社 37 社
- 対象者：執行役員を除く正社員（対象者数：約6,000名）

※ 会社単位、及び扶養家族の有無等より支給基準は変動します。